

## パラスポーツ用具貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、年齢、性別、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむ環境を整備することを目的とし、県有施設で管理するパラスポーツ用具(以下、「用具」という。)の貸出方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 貸出に関する事務は、愛知県スポーツ局競技・施設課(以下、「競技・施設課」という。)が定める貸出施設において行う。

### (貸出対象)

第3条 用具の貸出対象者(以下「借用者」という)は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 愛知県内で活動する団体等
- (2) 競技・施設課長が特に必要と認めた者

### (貸出の制限)

第4条 以下に該当する場合は、貸出を許可しない。

- (1) 営利を目的とする行為に使用する場合
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (3) 宗教的、政治的な活動のための利用と認められる場合
- (4) その他、競技・施設課長が利用を不相当と認める場合

### (貸出用具及び貸出料金)

第5条 貸出用具については別に定める。また、用具の貸出は無料とする。

### (貸出期間)

第6条 用具の貸出期間は原則7日以内とする。ただし、競技・施設課長が特別の事由があると認めた場合はこの限りではない。

### (貸出及び返却方法)

第7条 貸出及び返却の方法については、次のとおりとする。

- (1) 借用者は用具の空き状況について事前に確認のうえ、借用申請書(様式1)を提出する。申請書の提出は、借用日の3か月前から前日までに行うものとする。
- (2) 貸出は使用申請書の到達順で受け付けるものとする。
- (3) 借用者は貸出施設で用具を受け取る。なお、用具の紛失または損傷防止のため、郵送での貸出又は返却は不可とする。
- (4) 返却の際は貸出施設まで用具を直接持参し、破損・紛失の有無等について確認を受けること。破損・紛失が認められた際には、第9条の規定により、現状復旧の義

務を負う。

(5) 貸出及び返却の手続きは、貸出施設の開館時間にのみ受け付ける。

#### (借用者の遵守事項)

第8条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資機材の使用・保管にあたっては、善良な管理者としての注意義務を果たすこと。
- (2) 用具を第三者に転貸し、または使用する権利を第三者に譲渡し、若しくはその権利を担保に供してはならない。
- (3) 用具を目的外の用途に使用してはならない。
- (4) 貸出を受けている期間中に紛失又は損傷を生じた場合には、速やかに貸出施設に報告し、その指示に従わなければならない。

#### (借用者の負担)

第9条 貸出用具による事故や怪我等はすべて借用者の責任とし、競技・施設課及び貸出施設は一切の責任を負わない。破損・紛失が生じた場合は、借用者の責任で原状復旧を行わなければならない。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。